

## 1. 更新・再更新の必須条件として必修研修を設けましたが、開始時期の表記に誤りがありました。開始は、平成30年5月の更新・再（再々）更新から開始します。

（会告では、平成29年5月となっております。お詫び申し上げます。）

**DLN 研修を更新・再更新・再々更新の必修のポイント制にします。**

**今回の「治療選択の特別研修」のポイントも該当します。**

認定5年間の期間に、DLN 研修を32ポイント取得することとする

申請に必要な70ポイントのうち、32ポイントはDLN 研修で取得することになる

### 移行期の暫定処置

平成30年5月申請者 8ポイント以上の取得を追加条件

平成31年5月申請者 16ポイント以上の取得を追加条件

平成32年5月申請者 24ポイント以上の取得を追加条件

平成33年5月申請者から 32ポイント以上の取得を追加条件

## 2. ポイントの改定について

新規改定のポイントは、平成29年から設定しています。

新規ポイント改定開始時期は平成29年1月1日からです。平成29年1月1日に遡って学会や研修会等々はすべて改定ポイントの対象とします。

従いまして、平成30年5月の受験・更新・再（再々）更新の方は、平成29年のポイントは新規改定のポイントを活用してください。

今回の、治療選択特別研修の導入にあたり、3年間は、ポイント対象として

受験・更新・再（再々）更新の年の12月末までの治療選択特別研修受講予定までカウントできるようにしています。受験・更新・再（再々）更新の時に、ポイントが不足していても、12月末までの受講予定でポイントを確保することができます。

## 3. DLN 更新（再）を過去にしたが、現在は DLN 資格を有していない人の救済措置

今回の、治療選択特別研修の導入にあたり、DLN の大幅増員が必要となりましたので、救済措置を取ります。一度、DLN を更新（再更新）したことへの実績を評価します。

- ・本来ならば受験ですが、再受験の必要はありません。
- ・5月の申請時に更新手続きをして下さい。
- ・事例を1事例提出と社会活動の実績と治療選択の特別研修を受講（12月末の受講予定も可）など、更新申請要件と同じ課題です。
- ・日本腎不全看護学会での発表は、30年の長野の学会で発表予定も可です。

## 4. 特別 DLN 制度を設ける

今回の、治療選択特別研修の導入にあたり、DLN の大幅増員が必要となりましたので、DLN を付与する特別措置を行います。

- ・DLN 再々更新者でかつ日本腎不全看護学会に貢献している者
- ・日本腎不全看護学会の理事・社員（前評議員）として貢献し、過去に DLN 有資格だが現在は資格を持っていない者
- ・DLN 資格を過去に有していないが、日本腎不全学会創設時より腎不全看護の発展に寄与し業績がある者 等

以上の該当者は、認定委員会で確認・審査後 認定書を発行する

教育合同会議（教育委員会・認定委員会・DLN委員会）からのお知らせ

●治療選択の特別研修開催日程（開催場所は決定。日程・講座内容は後日案内）

\*太字は確定です

開催日	会場	講座内容	主催委員会
平成30年2月3日（土） 10時—17時	福岡市 福岡県看護協会	3講座 C・D・F 案内済	認定委員会
平成30年2月4日（日） 10時—15時	福岡市 福岡県看護協会	2講座 A・B 案内済	認定委員会
平成30年3月4日（日） 10時—17時	東京 昭和大学旗の台キャンパス	3講座 B・C・F 案内済	教育委員会
平成30年4月14日（土） 10時—17時	名古屋市（東海地区セミナー） 中外製薬	3講座	認定委員会 DLN委員会
平成30年4月15日（日） 10時—17時	名古屋市（東海地区セミナー） 中外製薬	3講座	認定委員会 DLN委員会
平成30年6月10日（日） 10時—17時	長野県（甲信越地区セミナー） JA長野ビル	3講座	DLN委員会
平成30年7月●日（22・29？） 10時—17時	金沢市（近畿・北陸地区セミナー） 金沢地場産業	3講座	DLN委員会
平成30年7月●日 10時—17時	札幌市（北海道地区セミナー） 〇〇	3講座	DLN委員会
平成30年8月25日（土） 10時—17時	東京 AP品川	3講座	認定委員会
平成30年8月26日（日） 10時—17時	東京 AP品川	3講座	認定委員会
平成30年9月30日（日） 10時—17時	秋田市（東北地区セミナー） 〇〇	3講座	DLN委員会
平成30年9月●日（土）（15？） 10時—17時	名古屋市（東海地区セミナー） 中外製薬	3講座	DLN委員会
平成30年9月16日（日） 10時—17時	名古屋市（東海地区セミナー） 中外製薬	3講座	DLN委員会
平成30年11月11日（日） 10時—17時	第21回日本腎不全看護学会学術集会 長野県（学会併設）	3講座	教育委員会
平成30年12月●日（土） 10時—17時	松山市（四国中国地区セミナー） 〇〇	3講座	認定委員会 DLN委員会
平成30年12月●日（日） 10時—17時	松山市（四国中国地区セミナー） 〇〇	3講座	認定委員会 DLN委員会
平成30年12月15日（土） 10時—17時	神戸市 TKP神戸三宮	3講座	認定委員会
平成30年12月16日（日） 10時—17時	神戸市 TKP神戸三宮	3講座	認定委員会
平成31年2月●日（土） 10時—17時	福岡市 福岡県看護協会	3講座	認定委員会
平成31年2月●日（日） 10時—17時	福岡市 福岡県看護協会	3講座	認定委員会

- 平成 31 年・平成 32 年も同様に全国で開催しますので、随時開催日程・講座内容を案内します。会員全員が対象の研修ですので、DLN 受験前からも受講できます。

●治療選択に関する特別研修講義内容 各講座（コース）2 時間 4 ポイント

講座（コース）	テーマ
A	治療法選択と意思決定支援（血液透析・腹膜透析・移植）
B	臨床倫理、看護倫理、エンド・オブ・ライフケア フレイル/アドバンスケアプランニング
C	多職種協働・専門職連携（治療法選択への支援として）
D	高齢者ケア、認知症ケア、家族ケア（治療法選択への支援として）
E	検討中 *2018 年 3 月に決定予定
F	事例のまとめ方、研究的取り組み

- 過去に DLN 研修で同等の研修を 3 時間以上受講している講座があれば、再受講の必要はありません（講座の B・D・F など）。その場合は、自身で「治療選択特別研修受講証明書」の用紙に「受講済」と記載して提出していただくこととなります。受講の年月日は、わかる範囲で記載してください。事務所への確認はご遠慮ください。
- 全講座終了した人は、研修会の時に受付で提出してください。受講終了書を引き換えに渡します。

治療選択特別研修および認定委員会受験・更新制度改定に伴う Q&A

◆治療選択特別研修に関する質問

質問	回答
更新で 70 ポイントをためているのですが、治療選択の特別研修を受けなければいけませんか	DLN 資格と治療法選択研修は別です。 DLN 持っていてもこの研修を受けていなければ、診療報酬の基準を満たすことにはなりません。70 ポイント持っていても、6 講座の受講は必要です。診療報酬の方向性は 3 月にならないとわかりませんが、学会としては、これらの研修は DLN の必須研修とします。
6 講座の証明書は 24 ポイントですが、DLN 研修の必修研修は 32 ポイントでは？	32 ポイントと 24 ポイントに混乱があるようです。24 ポイントは、あくまでも治療選択の 6 講座の 24 ポイントです。32 ポイントは、DLN 研修としては、更新・再更新に新たな必須研修のポイントです。DLN 資格の 5 年間に、DLN 研修を 32 ポイント取得としました。今回、この治療選択の特別研修を行うことになったので、混乱してしまいましたが、5 年間の間には、今回の 24 ポイントも併せて取るということになります。5 年間のうちに、この 24 ポイント以外に、残り 8 ポイントは、新たに平成 33 年から開催する DLN 研修で取得していただくことになります。
6 講座を受けなければ受験できないのですか	6 講座は、受験資格ではありません。受験と並行して、あるいは受験前後に治療選択の特別研修を受講していただくことをお願いしております。これは、今後、DLN 資格取得と 6 講座受講することで、治療選択に関わる看護師として診療報酬の基準を満たすことになる可能性があります。そのため、29 年 12 月から、学会の重点教育事業として、治療選択の特別研修を全国で展開します。当然、会員の全員にこの特別研修の受講を呼びかけ、DLN 受験もお願いしている次第です。治療選択の特別研修は、今後 3 年間は、DLN 研修だけでなく、トピック研修、DLN 地区セミナーでも開催します。開催場所・時期が決定次第、お知らせします。

### ◆再更新に関する質問

質問	回答
平成 30 年に再更新予定です。過去に DLN 研修には参加していません。5 月まで、受講しないと更新できないでしょうか？	今回は、治療選択の特別研修を開始しましたので、30 年 12 月までの治療選択特別研修の受講予定まで、受け入れます。地区セミナーも含め 30 年は、全国で治療選択特別研修を開催します。研修受講の機会は多くあると思いますので、8 ポイントを獲得してください。

### ◆事例に関する質問

質問	回答
実践事例は、感染や災害など施設で取り組んだものでいいですか	30 年 5 月の受験より、事例については改定しました。実践事例は、看護実践か看護管理事例かを 1 事例選択していただきます。ただし、看護管理者でなければ、感染や災害などの事例ではなく、患者を対象とした看護展開の事例が必要となります。看護管理者として職務を担っていない人は、看護実践事例の提出が課題となります。
文字数を教えてください	受験・更新・再更新の事例は、すべて 1 事例にしましたが、文字数も 4000 字から 6000 字と同じにしております。引用文献も含めて 4000 字から 6000 字となります。事例の書き方（改訂版）を HP に掲載しておりますので、参考にしてください。

### ◆ポイントに関する質問

質問	回答
変更前に受講した学会や研修は、旧配分の点数になるのですか？または過去に取得したポイントも新配分になるのですか。	平成 28 年 12 月末までのポイントは、旧ポイント対象ですので新配分にはなりません。 平成 29 年 1 月からの研修会等は、新ポイント対象ですので、新配分となります。遡ってカウントできます。

### ●トピックス研修開催案内の訂正とお詫び

平成 30 年 3 月 4 日(日)開催のトピックス研修【治療選択特別研修】のご案内の中で 2 講座目と 3 講座目のアルファベットの表記が逆に記載されていました。下記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

13:00～15:00 誤) C → 正) D 高齢者ケア・認知症ケア・家族ケア

15:10～17:10 誤) D → 正) C 多職種協働・専門職連携